

令和5年度第7回滝沢市教育委員会議定例会議事日程

令和5年10月30日（月）

13時00分～13時40分

滝沢市立柳沢小中学校コンピュータ室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 教育長事務報告
- 日程第4 議案第1号 滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正することについて
- 日程第5 議案第2号 滝沢市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 滝沢市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に関し議決を求めることについて

教 育 長 事 務 報 告 書

令和5年10月30日

月 日	曜	事 項	場 所
9月25日	月	学校教育の在り方に関する地域懇談会[柳沢]	柳沢地区コミュニティセンター
9月26日	火	第42回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
9月28日	木	市議会9月会議(議案審議)	庁内
9月29日	金	市退職者辞令交付式	庁内
〃	〃	第38回県中学校駅伝競走大会	花巻市「日居城野運動公園」
10月2日	月	令和5年度新採用職員条件付採用期間満了に伴う市長訓示	庁内
10月3日	火	第43回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
〃	〃	第52回岩手地区校長会研究大会	盛岡市「サンセール盛岡」
10月6日	金	第3回市総合計画審議会	庁内
10月7日	土	市内中学校文化祭	滝沢中学校、滝沢南中学校
10月8日	日	滝沢南中学校吹奏楽部第19回オータムコンサート	ビッグルーフ滝沢
10月10日	火	第7回校長会議	庁内
10月11日	水	JICA海外協力隊2023年度2次隊派遣表敬訪問	庁内
〃	〃	県中学校駅伝競走大会、全日本小学生バンドフェスティバル東北大会表敬訪問	庁内
10月12日	木	第44回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
10月13日	金	市内小中学校訪問①	篠木小学校、滝沢第二中学校
10月14日	土	市内小中学校学習発表会・文化祭	滝沢小、姥屋敷小中、柳沢小中
10月16日	月	市内小中学校訪問②	鶺鴒小学校
10月17日	火	市内小中学校訪問③	柳沢小中学校
10月18日	水	市内小中学校訪問④	滝沢小学校、姥屋敷小中学校
10月19日	木	第22回岩手地区中学校総合文化祭	盛岡市「市民文化ホール」
10月20日	金	市内小中学校訪問⑤	滝沢東小、一本木小、一本木中
10月21日	土	国立岩手山青少年交流の家開所50周年記念式典	青少年交流の家

教 育 長 事 務 報 告 書

10月23日	月	第45回第2次滝沢市総合計画策定本部会議	庁内
〃	〃	市内小中学校訪問⑥	滝沢中央小学校
〃	〃	市民体育祭表彰式	庁内
10月24日	火	市内小中学校訪問⑦	滝沢南中学校、滝沢第二小学校
10月25日	水	中学生による人権尊重に関する意見発表会	滝沢第二中学校
10月26日 ～27日	木～金	令和5年度教育長部会会議	奥州市「プラザイン水沢」
10月27日	金	エムズスポーツクラブ(南一輝選手)表敬訪問	庁内
10月28日	土	市内小学校学習発表会	一本木小、滝沢東小、滝沢第二小
〃	〃	市ジュニアリーダーズセミナー	青少年交流の家
10月30日	月	県中学校体育連盟相撲専門部監査	庁内
〃	〃	第7回教育委員会議	柳沢小中学校

議案第 1 号

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正することについて

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則（平成18年滝沢村教育委員会規則第1号）第2条第2号の規定により、議決を求める。

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令
（別紙）

令和5年10月30日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

地方公務員法の一部改正によって、定年年齢が引上げられたことにより、岩手県においても、職員の高齢者部分休業に関する条例が制定され、また、市町村立学校職員の給与等に関する条例が一部改正されたことに伴い、県立学校職員の例によると規定される高齢者部分休業等について、滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正するものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

滝沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する訓令

滝沢市立学校教職員服務規程（平成18年滝沢村教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の2条を加える。

（修学部分休業の承認）

第20条の2 職員は、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項の規定に基づく修学部分休業の承認を受けようとするときは、職員の修学部分休業に関する規則（平成17年岩手県人事委員会規則第40号。以下「修学部分休業規則」という。）第3条第1項に規定する修学部分休業承認申請書を校長を経由して教育長に提出しなければならない。

2 修学部分休業をしている職員は、修学部分休業規則第4条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する修学部分休業状況変更届を校長を経由して教育長に提出しなければならない。

（高齢者部分休業の承認）

第20条の3 職員は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号）第2条第1項の規定に基づく高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則（令和5年岩手県人事委員会規則第18号。以下「高齢者部分休業規則」という。）第2条第1項に規定する高齢者部分休業承認申請書を校長を経由して教育長に提出しなければならない。

2 高齢者部分休業をしている職員は、高齢者部分休業規則第3条に基づく高齢者部分休業の休業時間の延長の承認を受けようとするときは、同条第1項に規定する高齢者部分休業に係る休業時間の延長承認申出書を校長を経由して教育長に提出しなければならない。

第20条を削り、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（部分休業の承認）

第18条 職員は、育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、県人事委員会規則第19条第1項に規定する部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。

2 部分休業をしている職員は、県人事委員会規則第6条第1項各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、同条第2項に規定する養育状況変更届を所属長に提出しなければならない。

第32条中「第18条」を「第20条」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年11月1日から施行する。

現 行	改 正 後
<p>(申請書等の提出部数) 第32条 第8条、第9条、第15条から第18条まで及び前条の規定による申請書、請求書、願又は届は、正副2部を校長及び教育長を経由して岩手県教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p><u>部分休業の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則（令和5年岩手県人事委員会規則第18号。以下「高齢者部分休業規則」という。）第2条第1項に規定する高齢者部分休業承認申請書を校長を経由して教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>高齢者部分休業をしている職員は、高齢者部分休業規則第3条に基づく高齢者部分休業の休業時間の延長の承認を受けようとするときは、同条第1項に規定する高齢者部分休業に係る休業時間の延長承認申出書を校長を経由して教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>(申請書等の提出部数) 第32条 第8条、第9条、第15条から第20条まで及び前条の規定による申請書、請求書、願又は届は、正副2部を校長及び教育長を経由して岩手県教育委員会に提出しなければならない。</p>

議案第 2 号

滝沢市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第2項及び滝沢市社会教育委員の設置に関する条例（昭和32年滝沢村条例第46号）第2条及び第3条の規定により、次のとおり滝沢市社会教育委員を委嘱することについて、議決を求める。

委 嘱（令和5年10月30日付）

氏 名	役 職 名
宮西 嘉樹	国立岩手山青少年交流の家所長

委嘱期間は、前任者の残任期間の令和7年6月25日までとする。

令和5年10月30日提出

滝沢市教育委員会教育長 太 田 厚 子

理由

令和5年9月30日付け、国立岩手山青少年交流の家所長「渡邊博善」氏の退職に伴い、新たに委員を委嘱するものである。これが、この議案を提出する理由である。

滝沢市社会教育委員名簿

(任期：令和7年6月25日まで)

No.	役職	氏名	所属・役職	備考
1	議長	嶋野重行	盛岡大学短期大学部幼児教育科教授	家庭教育・特別支援教育
2	副議長	村上四郎	滝沢市スポーツ推進委員協議会副会長	地域スポーツ推進
3	委員	富澤浩樹	岩手県立大学ソフトウェア情報学部講師	ICT・IOT
4	委員	宮西嘉樹	国立岩手山青少年交流の家所長	青少年教育・野外活動
5	委員	市村康之	滝沢市小中校長会（篠木小学校長）	学校教育
6	委員	太田豊	滝沢市自治会連合会副会長（姥屋敷自治会長）	地域づくり
7	委員	藤原粒子	滝沢市地域婦人協議会副会長	女性活躍
8	委員	高橋雅寛	滝沢市子ども会育成連合会長	青少年教育
9	委員	畑山恵美	滝沢市PTA連絡協議会長（柳沢小中学校PTA会長）	地域学校協働活動
10	委員	佐々木昭司	滝沢市芸術文化協会副会長	文化芸術
11	委員	切金一夫	滝沢市少年補導員連絡会長	青少年対策
12	委員	佐藤亮太	滝沢市商工会青年部長	若者活躍・若者定住
13	委員	大畑佳代子	滝沢市国際交流協会副会長	国際交流・多文化共生社会
14	委員	小島勝子	滝沢市レクリエーション協会会長	地域スポーツ推進

※網掛けは新任委員

議案第 3 号

滝沢市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱に関し議決を求めることについて

滝沢市立学校給食センター設置条例（昭和59年滝沢村条例第8号）第6条の規定により、次のとおり滝沢市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱することについて、議決を求める。

委嘱（令和5年10月30日付）

氏名	職名	備考
照井 カズエ	滝沢中部主任児童委員	

委嘱期間は、前任者の残任期間の令和6年6月30日までとする。

令和5年10月30日提出

滝沢市教育委員会教育長 太田厚子

理由

令和5年8月31日付け、滝沢市立学校給食センター運営委員会委員「小向和秀」氏の辞職に伴い、新たに委員を委嘱するものである。これが、この議案を提出する理由である。

滝沢市立学校給食センター運営委員会委員名簿(案)

(任期:令和6年6月30日)

番号	氏名	職名	備考
1	市村 康之	篠木小学校長	
2	熊谷 明宏	一本木小学校長	
3	高橋 邦明	姥屋敷小中学校長	
4	舞良 昌孝	滝沢東小学校長	
5	江六前 仁史	滝沢南中学校長	
6	佐々木 英幸	一本木中学校長	
7	藤澤 英輝	滝沢中学校長 (滝沢市小中学校長会会長)	
8	佐藤 正和	滝沢小学校PTA会長	
9	上野 高典	滝沢第二小学校PTA会長	
10	長瀬 怜子	鶉飼小学校PTA会長	
11	畑山 恵美	柳沢小中学校PTA会長 (滝沢市PTA連絡協議会会長)	
12	佐藤 公信	滝沢中央小学校PTA会長	
13	白澤 仁	滝沢第二中学校PTA会長	
14	山下 金吾	滝沢市民生児童委員連絡協議会会長	
15	中村 文雄	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長	
16	太野 忍	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長	
17	大守 哲夫	滝沢南部主任児童委員	
18	照井 カヅエ	滝沢中部主任児童委員	新任
19	伊藤 紀子	滝沢北部主任児童委員	